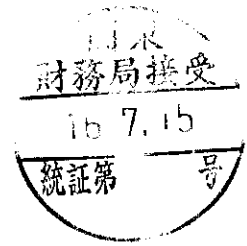
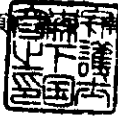


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式



【表紙】	変更報告書 No. 1
【提出書類】	法第 27 条の 26 第 2 項 森下 報告書
【根拠条文】	関東財務局長
【提出先】	弁護士 森下 国彦 
【氏名又は名称】	東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワー
【住所又は本店所在地】	アンダーソン・毛利 法律事務所
【報告義務発生日】	平成 16 年 6 月 30 日
【提出日】	平成 16 年 7 月 15 日
【提出者及び共同保有者の 総数 (名)】	2 名
【提出形態】	連名

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	株式会社ヒューネット
会社コード	8836
上場・店頭の別	店頭
上場証券取引所	
本店所在地	東京都北区王子二丁目 20 番 7 号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー (Massachusetts Financial Services Company)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 02116、マサチューセッツ州、ボストン、ボイルストン・ストリート 500 (500 Boylston Street, Boston, Massachusetts, 02116 U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1924年3月21日
代表者氏名	ロバート・ジェイ・マニング (Robert J. Manning)
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 花水 康
電話番号	03(6888)-1000

(2)【保有目的】

資産運用契約に基づき、顧客の資産の運用のために保有している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			5,181,000株
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 5,181,000株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	5,181,000株	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年6月30日現在)	S 107,466,252株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	4.82%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	4.03%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目3番20号 神谷町MTビル
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成10年5月12日
代表者氏名	石井孝典
代表者役職	代表取締役
事業内容	証券投資信託委託業・内外の有価証券等に関する投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 花水 康
電話番号	03(6888)-1000

(2)【保有目的】

投資信託及び投資法人に関する法律又は投資一任契約に基づく投資信託又は顧客の資産の運用のために保有している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			1,761,000株
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C	-	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 1,761,000株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 1,761,000株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年6月30日現在)	S 107,466,252株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	1.64%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	1.01%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
 (2) エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			6,942,000株
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 6,942,000株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	6,942,000株	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年6月30日現在)	S 107,466,252株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	6.46%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.04%



MFS INVESTMENT MANAGEMENT
500 Boylston Street Boston Massachusetts 02116-3741
617 954 5000


POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Massachusetts Financial Services Company, a corporation organized and existing under the laws of the State of Delaware with its principal office at 500 Boylston Street, Boston, Massachusetts U.S.A. 02116 (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Messrs. Kunihiro Morishita and Ko Hanamizu, Attorney-at-Law, of Anderson Mori with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, jointly and each of them severally, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 6 day of April, 2004.

Massachusetts Financial Services Company


Name: Robert T. Burns
Title: Assistant Secretary

(訳文)

委任状

アメリカ合衆国デラウェア州法に基づき設立され、アメリカ合衆国 02116、マサチューセッツ州、ボストン、ボイルストン・ストリート 500 に住所を有するマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利 法律事務所の弁護士森下国彦氏及び花水康氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社、関連証券取引所および日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2004 年 4 月 6 日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー

(署名)

氏名： ロバート・ティー・バーンズ
役職： アシスタント・セクレタリー

委任状

私は、東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士森下国彦氏及び花水康氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社、関連証券取引所および日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は 2004 年 4 月 12 日、権限ある役員をして本委任状に捺印せしめた。

東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 20 号 神谷町 MT ビル
エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

代表取締役 石井孝典

